

児童相談所の新設【新規】

6月補正予算額 11,528千円
 (債務負担行為 101,000千円)

1 事業の目的・概要

令和2年6月4日付け千葉県社会福祉審議会の答申において、児童虐待対応件数の増加や一時保護児童数の増加に伴う一時保護所の定員超過の状況を改善するため、児童相談所を2か所増設する必要があるとされたことを受け、管轄規模の適正化に向け、印旛郡市と松戸市・鎌ヶ谷市のそれぞれを管轄する児童相談所を新たに設置することとし、基本設計等を行います。

2 事業内容

児童相談所2か所の新設に向け、令和3年度に敷地測量等を行います。また、令和3年度から4年度にかけて基本設計等を行うため、債務負担行為を設定します。

- (1) 敷地測量 7,370千円
- (2) 土壌調査(地歴) 4,158千円
- (3) 基本設計等業務委託 (債務負担行為 101,000千円)
 - ・建築・電気設備・機械設備の基本設計、地質調査

3 整備概要

- (1) 建設予定地
 - ・印西市牧の原(県企業局所有地)
 - ・松戸市高塚新田(松戸市所有地)
- (2) スケジュール(予定)
 - ・基本設計 R3~4
 - ・実施設計 R4~5
 - ・工事 R6~7
 - ・開設 R8

4 新設児童相談所の管轄

| 児童相談所名 | 現在の管轄市町村 | 新設後の管轄市町村 |
|----------------------|--|--------------------------------------|
| 中央児童相談所 | 習志野市、市原市、八千代市、 <u>成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町</u> | 習志野市、市原市、八千代市 |
| 新児童相談所 (印旛郡市) | | 成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町 |
| 市川児童相談所 | 市川市、浦安市、船橋市、 <u>鎌ヶ谷市</u> | 市川市、浦安市 |
| 柏児童相談所 | 野田市、流山市、我孫子市、柏市、 <u>松戸市</u> | 野田市、流山市、我孫子市 |
| 新児童相談所 (松戸市・鎌ヶ谷市) | | 松戸市、鎌ヶ谷市 |

船橋市及び柏市の管轄は、市が設置を目指している児童相談所への移行を見込む。

担当課・問い合わせ先
 健康福祉部児童家庭課
 043-223-3634

ファミリーホーム体制強化事業【新規】

6月補正予算額 48,960千円

1 事業の目的・概要

年々増加している障害児の対応や、今後、家庭養育を推進する中で一層増加が見込まれる乳幼児への対応を行うため、ファミリーホームにおける補助者等の雇上げ体制を強化し、養育者の負担軽減を図ります。

ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）とは
「ファミリーホーム」とは、家庭で暮らせない子どもたちを養育者の家庭に迎え入れて養育する「家庭養護」です。養育者の家庭に5～6人の子どもを預かり、子ども同士の相互交流を通じて基本的な生活習慣を身につけ、豊かな人間性及び社会性を養うことを目的としています。

2 事業内容

ファミリーホームにおける補助者等の配置に係る経費を補助します。

(1) 負担割合

国1/2、県1/2

(2) 補助上限額

1か所あたり 4,080千円

(3) 対象施設

ファミリーホーム（県所管15施設）

(4) 実施要件

設置基準より多く補助者を雇い上げている施設

ファミリーホームの養育者等の設置基準とは
ファミリーホームには、2人の養育者（原則、夫婦である者）及び1人以上の補助者が必要です。なお、委託児童の養育に適した家庭環境が確保される場合には、1人の養育者及び2人以上の補助者でも可能です。

担当課・問い合わせ先
健康福祉部児童家庭課
043-223-2322

保育所等における要支援児童等対応推進事業【新規】

6月補正予算額 14,843千円

1 事業の目的・概要

保育所等（保育所、認定こども園又は小規模保育事業所）において、地域連携推進員（保育士、社会福祉士又は精神保健福祉士等を想定）の配置を促進し、保育所等における要支援児童等（要支援児童、要保護児童及びその保護者等）の対応や関係機関との連携の強化、運営の円滑化を図ります。

2 事業内容

虐待防止対策として、要支援児童等への対応強化等を図るため、保育所等に保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う地域連携推進員を配置する費用の一部を補助します。

[補助割合] 国 1/2、県 1/4、市町村 1/4

[実施主体] 要保護児童対策地域協議会を設置する市町村（委託可）

[補助基準額] 4,567 千円/ 1 か所

[補助対象経費] 人件費、委託料等

3 地域連携推進員の業務

- (1) 専門的知識を活かした保護者の状況に応じた相談支援
- (2) 市町村や関係機関と連携し、要支援児童等の心身の状態や家庭での生活、養育の状態等の適切な把握及び情報の共有
- (3) 要保護児童対策地域協議会が開催する個別ケース検討会議に参加し、関係機関への情報の提供及び支援方針や具体的な支援内容の共有
- (4) 保育所等における要支援児童等の出欠状況等について、市町村や児童相談所への定期報告の実施
- (5) 地域連携推進員が配置されていない保育所等や事業所内保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び企業主導型保育事業を実施している施設への巡回支援
- (6) 子育て支援や虐待予防の取組等に資する地域活動への参加等



担当課・問い合わせ先
健康福祉部子育て支援課
043 - 223 - 2355

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業

6月補正予算額 86,000千円
(当初予算とあわせ 92,035千円)

1 事業の目的・概要

児童養護施設退所者等の生活基盤の安定を図るために実施している、就職・進学に係る生活資金や運転免許など就職に役立つ資格取得費用等の貸付について、実施主体である千葉県社会福祉協議会に対し、必要となる貸付原資を積み立てます。

2 事業内容

千葉県社会福祉協議会が、就職・進学により児童養護施設等を退所した者で、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等の理由により住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な者や、児童養護施設等に入所中で就職に必要な資格の取得を希望する者に資金の貸付を行います。

[補助率] 国 9/10、県 1/10

【貸付内容】

就職者

[貸付額]

家賃相当額(生活保護制度における住宅扶助額を上限) 貸付期間2年

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合は、

- ・家賃相当額の貸付期間3年
- ・生活費月額8万円 貸付期間12ヶ月

[貸付金の返済免除]

5年間就業継続した場合、返済が免除される

進学者

[貸付額]

家賃相当額(生活保護制度における住宅扶助額を上限) 貸付期間:正規修学年数

生活費月額5万円 貸付期間:正規修学年数

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者の場合は、生活費の貸付については、貸付期間のうち12ヶ月は月額8万円に増額します

[貸付金の返済免除]

5年間就業継続した場合、返済が免除される

資格取得希望者

[貸付額]

資格取得のための資金(上限25万円)

[貸付金の返済免除]

2年間就業継続した場合、返済が免除される

担当課・問い合わせ先
健康福祉部児童家庭課
043-223-2322

ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業【新規】

6月補正予算額 98,400千円

1 事業の目的・概要

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、就労等に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借上げに必要となる資金の貸付を行うことにより、就労又はより稼働所得の高い就労、子どもの高等教育の確保などに繋げ、自立の促進を図ります。

2 事業内容

| | |
|-----------|--|
| 対 象 者 | 児童扶養手当受給者（同等の水準の者を含む）であって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者 |
| 貸 付 額 | 原則 12 か月に限り、入居している住宅の家賃の実費（月額上限 4 万円） |
| 貸 付 利 子 | 無利子（ただし、償還に係る延滞利子は年 3.0 パーセント） |
| 償 還 免 除 | 貸付を受けた日から 1 年以内に就職又は現に就業している者が母子・父子自立支援プログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1 年間引き続き就業を継続したとき 等 |
| 実 施 方 法 等 | 貸付原資と事務費を補助金として社会福祉法人千葉県社会福祉協議会に交付して実施 【事業に要する経費の負担割合：国 9 / 10、県 1 / 10】 |

担当課・問い合わせ先
健康福祉部児童家庭課
043 - 223 - 2320

不育症検査費用助成事業【新規】

6月補正予算額 10,000千円

1 事業の目的・概要

子どもを望む夫婦への経済的負担軽減と、不育症のリスク因子の早期発見により適切な治療につなげるため、不育症検査のうち医療保険適用外のものについて、検査費用の一部を助成します。

2 事業内容

[対象者]

以下の要件を全て満たしている方が対象となります。

- ・二回以上の流産、死産の既往がある者
- ・千葉県内（政令市・中核市を除く）に住所を有すること

政令市・中核市は本事業の実施主体として同事業を実施できるため。

[対象検査]

令和3年4月1日以降に実施した不育症検査であり、

なおかつ、先進医療として告示されている不育症検査を対象とします。

[実施医療機関]

先進医療の届出をしている医療機関であり、保険適用されている検査・治療を保険診療として実施している医療機関で検査を受けた場合に助成の対象となります。

[給付内容]

対象検査の受検に要した費用について、1回5万円を上限に助成します。

[助成方法]

- （1）対象者は検査が終了した後に、申請書書類一式を千葉県へ提出します。
- （2）千葉県は申請内容を審査し、助成の可否及び助成金額を決定し申請者へ通知します。
- （3）千葉県は助成決定した金額を申請者の指定口座へ振り込みます。

[その他]

- ・対象検査及び実施医療機関は、厚生労働省のホームページにて確認できます。

担当課・問い合わせ先
健康福祉部児童家庭課
043-223-2332

私立学校経常費補助（一般補助）

6月補正予算額 21,729,421千円
（当初予算とあわせ 33,414,793千円）
（R2当初 34,154,375千円）

1 事業の目的・概要

私立学校の振興と保護者負担の軽減を図るため、学校法人が設置する学校の運営費に対し助成します。

2 事業内容

学校法人の教育に要する経常的経費に対し、生徒等1人当たりの国標準単価を基本として助成します。

県単独で上乘せする補助単価については、高等学校では26,500円、幼稚園では13,100円に引き上げ、経常費補助の一層の拡充を図ります。

また、専修学校（専門課程）についても、県単独の経常費補助額を14,000円に引き上げます。



担当課・問い合わせ先
総務部学事課
043-223-2083

子供たちの心のケア等を行う体制の強化

6月補正予算額 132,000千円
(当初予算とあわせ 857,526千円)
(R2当初 705,898千円)

1 事業の目的・概要

全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることのできる体制づくりを進めます。

2 事業内容

(1) スクールカウンセラーの配置 120,000千円(既定予算とあわせ 744,937千円)

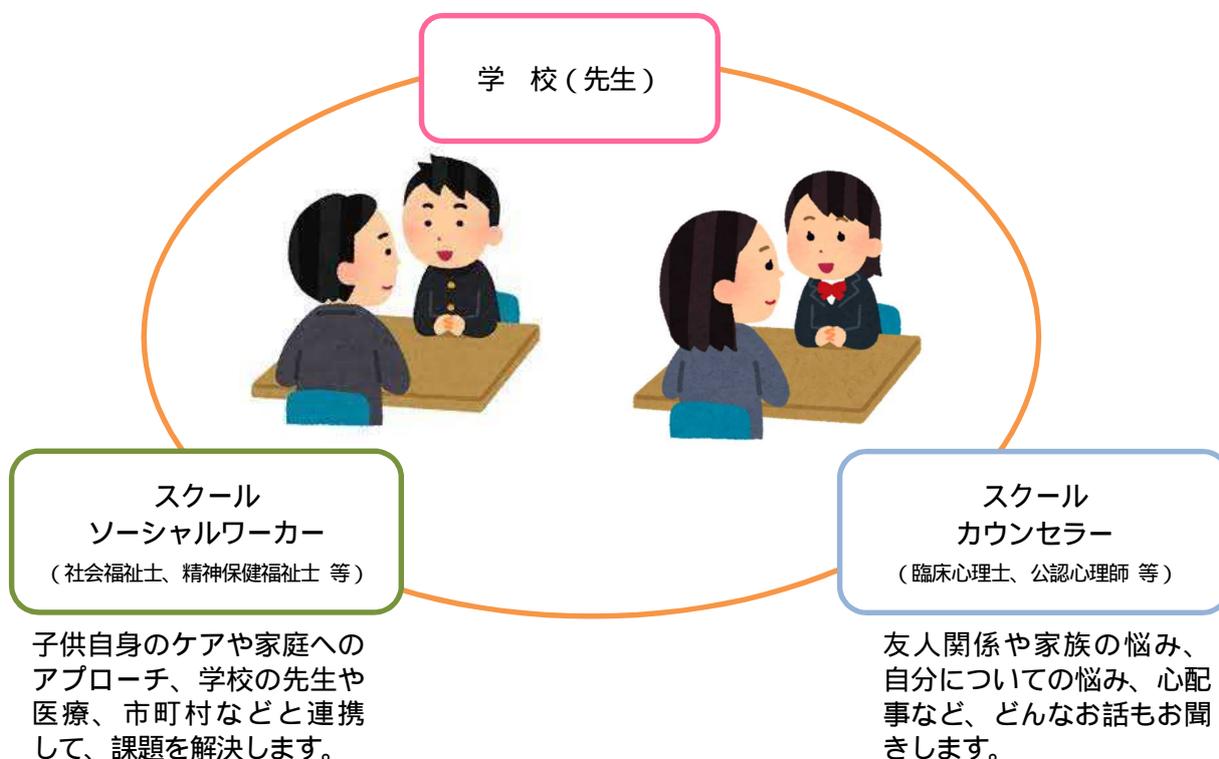
県内すべての公立小学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒のカウンセリングや保護者、教職員等への助言・援助を行います。

[配置人数] 小学校 466人(令和3年度当初 176人とあわせ、小学校合計 642人)

(2) スクールソーシャルワーカーの配置 12,000千円(既定予算とあわせ 112,589千円)

スクールソーシャルワーカーを増員し、児童生徒を取り巻く問題の解決、学校と福祉機関等の連携体制の強化・支援を行います。

[配置人数] 10人(令和3年度当初 44人とあわせ、合計 54人)



担当課・問い合わせ先
教育庁教育振興部児童生徒課
043-223-4054

新学習用ネットワーク整備事業【新規】

6月補正予算額 79,200千円

(債務負担行為 821,000千円)

1 事業の目的・概要

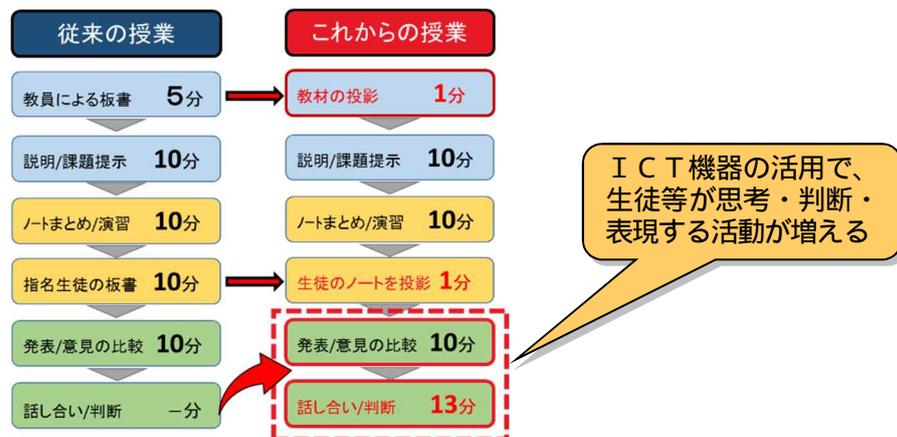
全県立学校において1人1台端末などのICTを活用した授業を実施するため、高速大容量通信が可能となる新たなネットワークを、令和4年度4月からの運用開始に向けて整備します。

2 整備後の授業イメージ

各教科でICT機器を効果的に活用し、学びの質を高めるとともに、情報活用能力を育てます。

クラウドサービスを活用し、間違いの多い問題の分析や基礎学力定着に向けた反復学習など、生徒の理解度に合わせた効果的な学習活動を行います。

リアルタイムに学級全体で情報共有し、自分と他者との考えを比べ思考を深めます。



ミシンなどの使い方を録画・再生し手順を何度でも確認できます。



クラスメイトの意見をすぐに学級全体で共有して意見交換ができます。

担当課・問い合わせ先
教育庁企画管理部教育政策課
043-223-4150